平成２４年（フ）第１９０３号
名古屋市名東区高針１丁目404番地の２　プレジールＴ．Ｋ203号
破産者　中野　美笠
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０２０号
名古屋市緑区黒沢台２丁目1119番地、従前の住所名古屋市緑区ほら貝１丁目96番地
破産者　坂本　征夫
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１０８７号
名古屋市北区中丸町３丁目２番地の４　ロイヤルクレスト志賀公園602号
破産者　武田　英子
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７１１号
大阪府泉佐野市下瓦屋1194番地の２、住民票上の住所大阪府泉佐野市松風台３丁目７番地の１
破産者　皆見伸二郎（旧姓岡田）
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第１３３３号
広島市安佐北区大林３丁目21番22―205号
破産者　大田　英治
１　決定年月日　平成25年12月10日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３９号
岩手県北上市村崎野19地割231番地１　コーポファミール北上Ａ棟105号、開始決定時の住所岩手県岩手郡滝沢村滝沢字大崎94番地481
破産者　岩崎　　進
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７９１号
茨城県那珂市津田2495番地４
破産者　時田　美子
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第９８０号
横浜市磯子区磯子２丁目19番25―２号
破産者　谷口　雅子
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４０５号
横浜市磯子区上中里町1028番地　20棟2041号
破産者　山碕　昌義
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５６号
新潟県新発田市新栄町１丁目８番21号　アメニティハウスＳ―Ｂ棟101
破産者　野尻　秀夫
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第７号
山梨県上野原市桑久保906番地、破産開始決定時の住所山梨県上野原市上野原61番地４
破産者　阿部　誠之
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第３０号
静岡県御前崎市池新田2979番地の11、開始決定時の住所静岡県御前崎市池新田2855番地
破産者　曽根　秀夫
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第１９３号
奈良県桜井市大字三輪304番地の１、住民票上の住所奈良県桜井市大字戒重350番地の１
破産者　中村　吉秀
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４８３号
熊本市北区龍田７丁目31番60号　坂田ハイツⅢ―103号室、前住所熊本市松尾町上松尾122番地８
破産者　池尻　正臣
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３２号
大分市大字光吉1864番地の８
破産者　川原　孝幸
１　決定年月日　平成25年12月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１８０号
福岡県田川郡川崎町大字池尻880番地の１
破産者　小田　良樹
１　決定年月日　平成25年12月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３６６号
広島市南区上東雲町24番２号
破産者　有限会社ウエスト電工
１　破産債権の届出期間　平成26年１月９日まで
２　一般調査期日　平成26年２月28日午前10時
平成25年12月10日
広島地方裁判所民事第４部